

# 宇治田原町決算のあらまし

(平成29年度)

宇治田原町総務部企画財政課

平成29年度 宇治田原町決算のあらまし  
—目次—

会計別決算額	・・・・・・・・・・	1
歳入・歳出決算額の推移	・・・・・・・・・・	2
決算収支の状況	・・・・・・・・・・	3
歳入の状況	・・・・・・・・・・	4
歳入決算の推移	・・・・・・・・・・	5
歳出の状況・性質別	・・・・・・・・・・	6
歳出決算の推移（性質別）	・・・・・・・・・・	7
歳出の状況・目的別	・・・・・・・・・・	8
歳出決算の推移（目的別）	・・・・・・・・・・	9
町	税	・・・・・・・・・・ 10
地方交付税		・・・・・・・・・・ 11
町	債	・・・・・・・・・・ 12
基金		・・・・・・・・・・ 13
財政指標（経常収支比率）	・・・・・・・・・・	14
財政指標（財政力指数）	・・・・・・・・・・	15
健全化判断比率	・・・・・・・・・・	16
実質公債費比率の推移	・・・・・・・・・・	17
用語解説	・・・・・・・・・・	18

# 各 会 計 別 決 算 額

(単位：千円，%)

会 計 別	区 分	決 算 額		増 減 額	増 減 率	
		平成29年度	平成28年度			
一 般 会 計	歳 入	4,738,490	4,427,847	310,643	7.0	
	歳 出	4,604,723	4,273,635	331,088	7.7	
	差 引	133,767	154,212	△ 20,445	△ 13.3	
特 別 会 計	国民健康保険	歳 入	1,264,451	1,341,832	△ 77,381	△ 5.8
		歳 出	1,235,036	1,365,277	△ 130,241	△ 9.5
		差 引	29,415	△ 23,445	52,860	225.5
	後期高齢者医療	歳 入	108,343	100,022	8,321	8.3
		歳 出	106,987	98,742	8,245	8.4
		差 引	1,356	1,280	76	5.9
	介護保険 (保険事業勘定)	歳 入	780,996	795,399	△ 14,403	△ 1.8
		歳 出	757,045	779,539	△ 22,494	△ 2.9
		差 引	23,951	15,860	8,091	51.0
	介護保険 (介護サービス事業勘定)	歳 入	5,227	5,218	9	0.2
		歳 出	1,767	3,750	△ 1,983	△ 52.9
		差 引	3,460	1,468	1,992	135.7
	公共下水道事業	歳 入	634,480	575,354	59,126	10.3
		歳 出	620,308	559,978	60,330	10.8
		差 引	14,172	15,376	△ 1,204	△ 7.8
合 計	歳 入	7,531,987	7,245,672	286,315	4.0	
	歳 出	7,325,866	7,080,921	244,945	3.5	
	差 引	206,121	164,751	41,370	25.1	

企 業 会 計	水 事 道 業	収益的 収支 (税抜)	総 収 益	300,541	284,472	16,069	5.6
			総 費 用	270,026	258,048	11,978	4.6
			差 引	30,515	26,424	4,091	15.5
		資本的 収支 (税込)	資本的收入	127,285	42,947	84,338	196.4
			資本の支出	305,186	239,647	65,539	27.3
			差 引	△ 177,901	△ 196,700	18,799	△ 9.6

## 歳入・歳出決算額の推移

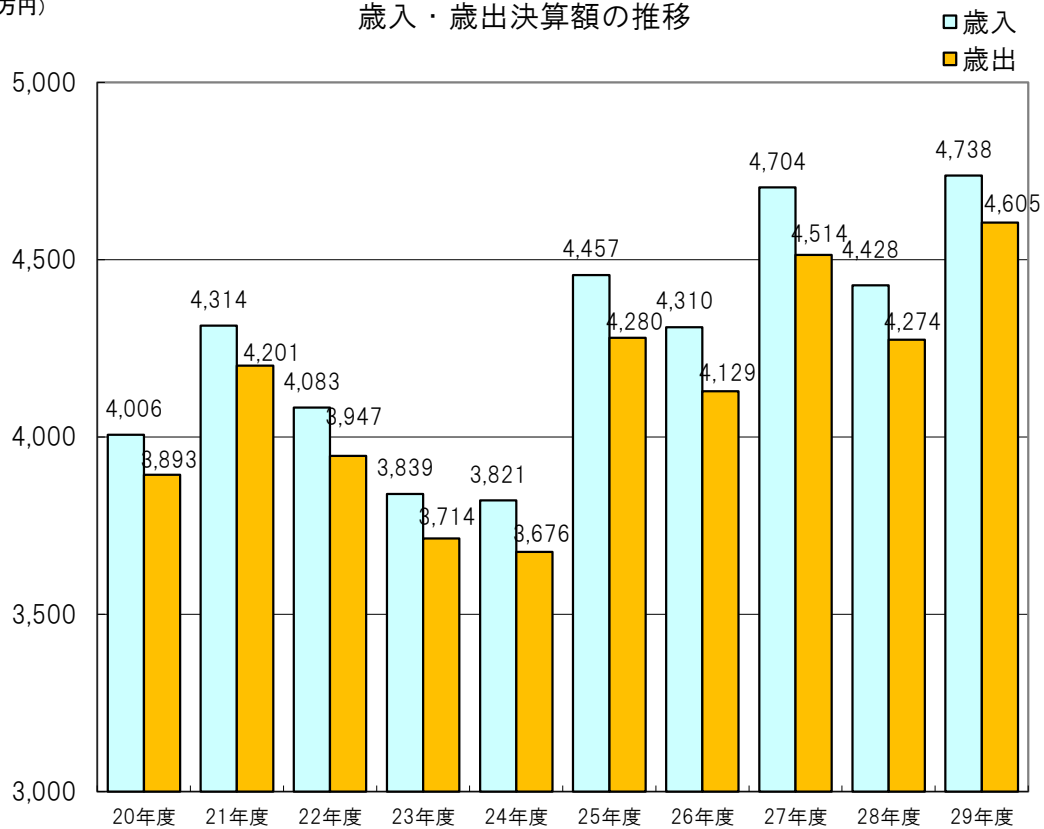
(単位：千円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入	4,006,188	4,314,113	4,083,217	3,839,348	3,821,025
歳出	3,893,183	4,201,458	3,946,831	3,714,066	3,675,956

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
歳入	4,457,274	4,310,281	4,703,957	4,427,847	4,738,490
歳出	4,280,333	4,129,487	4,513,526	4,273,635	4,604,723

(百万円)

歳入・歳出決算額の推移



## 決算収支の状況 (普通会計)

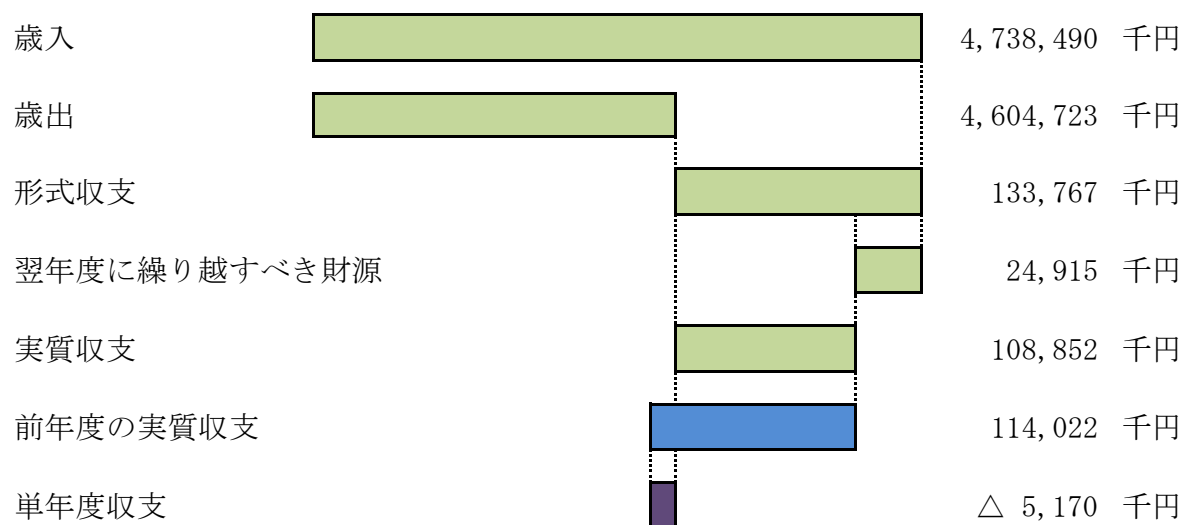
お茶の京都交流拠点整備事業等の地方創生関係事業や役場新庁舎建設事業、宇治田原山手線及び幹線道路の整備等の大型投資的事業の増により、歳入・歳出総額とも前年度より増加しました。歳入の根幹となる町税は、たばこ税は減収となったものの、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税は増収となり、町税全体では増収となりました。

歳入における町税や地方交付税等の一般財源の大幅な増加が見込む困難な状況にある中、歳出は社会保障費等の義務的経費の増加が継続するものと推測されるため、既存事業の見直しや経費の縮減に取り組みましたが、積極的な投資姿勢も反映したことから、実質単年度収支は6年連続で赤字となりました。

(単位：千円，%)

		平成29年度	平成28年度	比較	増減率
歳入総額	A	4,738,490	4,427,847	310,643	7.0
歳出総額	B	4,604,723	4,273,635	331,088	7.7
歳入歳出差引	C = A-B	133,767	154,212	△ 20,445	△ 13.3
翌年度に繰り越すべき財源	D	24,915	40,190	△ 15,275	△ 38.0
実質収支	E = C-D	108,852	114,022	△ 5,170	△ 4.5
単年度収支	F	△ 5,170	△ 63,531	58,361	△ 91.9
積立金	G	62,028	94,474	△ 32,446	△ 34.3
繰上償還金	H	0	0	0	-
積立金取崩し額	I	280,000	220,000	60,000	27.3
実質単年度収支	J = F+G+H-I	△ 223,142	△ 189,057	△ 34,085	18.0

### 平成29年度普通会計決算収支



## 歳入の状況 (普通会計)

町税は、たばこ税が減収したものの、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税が増収したため、町税全体では前年度に比べ1.8%増収しました。

地方交付税における普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基準として交付されますが、基準財政需要額が前年度を下回った一方、基準財政収入額が前年度を上回ったことから前年度より1.4%減少しました。また普通交付税で算出されない個別・緊急の財政需要により算出される特別交付税も前年度より4.0%減少し、全体でも前年度より1.7%減少しました。

国庫支出金は、地方創生関係交付金や子ども・子育て支援整備交付金等の増により、前年度に比べ4.1%増加しました。

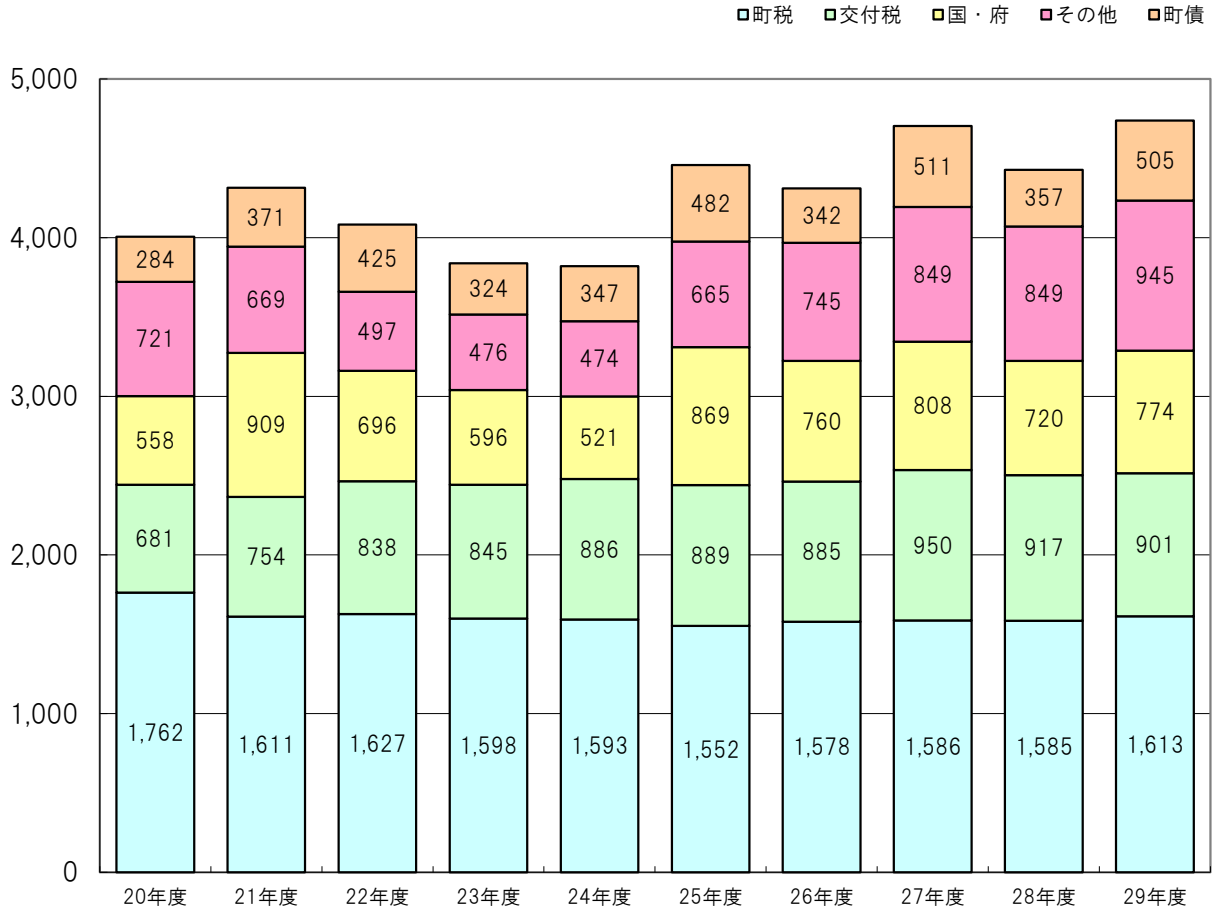
町債は、観光施設整備事業債、庁舎建設事業債、消防指令システム整備事業債等の通常債が前年度より増加するとともに、交付税の代替財源である臨時財政対策債についても前年度より6.1%増加したため、全体では41.2%増加しました。

(単位：千円，%)

区 分	平成29年度	平成28年度	比 較	増減率
町 税	1,612,664	1,584,644	28,020	1.8
地 方 譲 与 税	41,891	41,405	486	1.2
利 子 割 交 付 金	2,282	1,903	379	19.9
配 当 割 交 付 金	8,496	6,190	2,306	37.3
株式等譲渡所得割交付金	8,411	3,621	4,790	132.3
地方消費税交付金	177,271	184,693	△ 7,422	△ 4.0
ゴルフ場利用税交付金	22,348	22,602	△ 254	△ 1.1
自動車取得税交付金	17,201	13,360	3,841	28.8
地方特例交付金	6,113	5,524	589	10.7
地 方 交 付 税	901,045	916,826	△ 15,781	△ 1.7
普通交付税	789,897	801,058	△ 11,161	△ 1.4
特別交付税	111,148	115,768	△ 4,620	△ 4.0
交通安全対策特別交付金	1,262	1,467	△ 205	△ 14.0
分担金及び負担金	41,808	9,566	32,242	337.0
使 用 料	38,466	79,579	△ 41,113	△ 51.7
手 数 料	5,465	5,461	4	0.1
国 庫 支 出 金	447,577	430,095	17,482	4.1
府 支 出 金	326,015	289,780	36,235	12.5
財 産 収 入	11,688	11,660	28	0.2
寄 附 金	22,114	4,990	17,124	343.2
繰 入 金	346,770	224,236	122,534	54.6
繰 越 金	154,212	190,431	△ 36,219	△ 19.0
諸 収 入	40,564	42,335	△ 1,771	△ 4.2
町 債	504,827	357,479	147,348	41.2
うち臨時財政対策債	198,227	186,879	11,348	6.1
歳 入 合 計	4,738,490	4,427,847	310,643	7.0

(百万円)

## 歳入決算の推移



### ○町税

平成20年度より税源移譲が本格施行されたことから歳入財源としての町税は増えたものの、平成21年度以降の町税はほぼ横ばいで推移しています。今後は税制改正の動向等を十分注視していく必要があります。

### ○地方交付税

平成20年度まで国と地方を通じた行財政改革のもと地方交付税は減少傾向にあり、地方公共団体は、余力を失い、地方の疲弊を招いてきました。しかし世界同時不況を契機に平成21年度以降は地方財源確保のため交付税は増加しています。

普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基準として交付されますが、平成29年度については基準財政需要額が前年度を下回った一方、基準財政収入額が前年度より上回ったため、交付額は減少しました。また、普通交付税で算出されない個別・緊急の財政需要により算出される特別交付税も前年度より減少したため、地方交付税全体では前年度よりも減少となりました。

### ○町債

平成27年度は、国の臨時財政対策債抑制方針の影響から臨時財政対策債は減少した一方、宇治田原山手線整備事業に伴う道路橋梁改良舗装事業債や河川改修事業債が増加したため、町債による歳入が増加しました。

平成29年度は、観光施設整備事業債、庁舎建設事業債、消防指令システム整備事業債等の通常債が前年度より増加するとともに、交付税の代替財源である臨時財政対策債についても前年度より増加したため、全体でも前年度よりも増加しています。

今後予定している宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、役場新庁舎の建設等の大型投資的事業にむけ、今後も適正な町債発行に努めていく必要があります。

## 歳出の状況・性質別 (普通会計)

義務的経費のうち人件費は、行政改革大綱に基づき、職員定数の適正管理や給与・手当等の適正化の取り組みを進めてきた結果、職員給与費はほぼ横ばいで推移しています。平成29年度は人事院勧告による職員給与費等の増加により人件費全体では前年度に比べ1.2%増加しました。扶助費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業等の減少により扶助費全体では前年度より2.5%減少しました。公債費は、近年借り入れた起債について元金償還が増加していることから前年度に比べ5.0%増加となっています。

投資的経費は、お茶の京都交流拠点整備推進事業や新庁舎建設事業等の増により、前年度より全体で57.7%増加しました。

維持補修費は、各施設の維持修繕費が減少したことから前年度より23.9%の減少、投資及び出資金・貸付金は、くらしの資金の貸付がなかったことから皆減となりました。

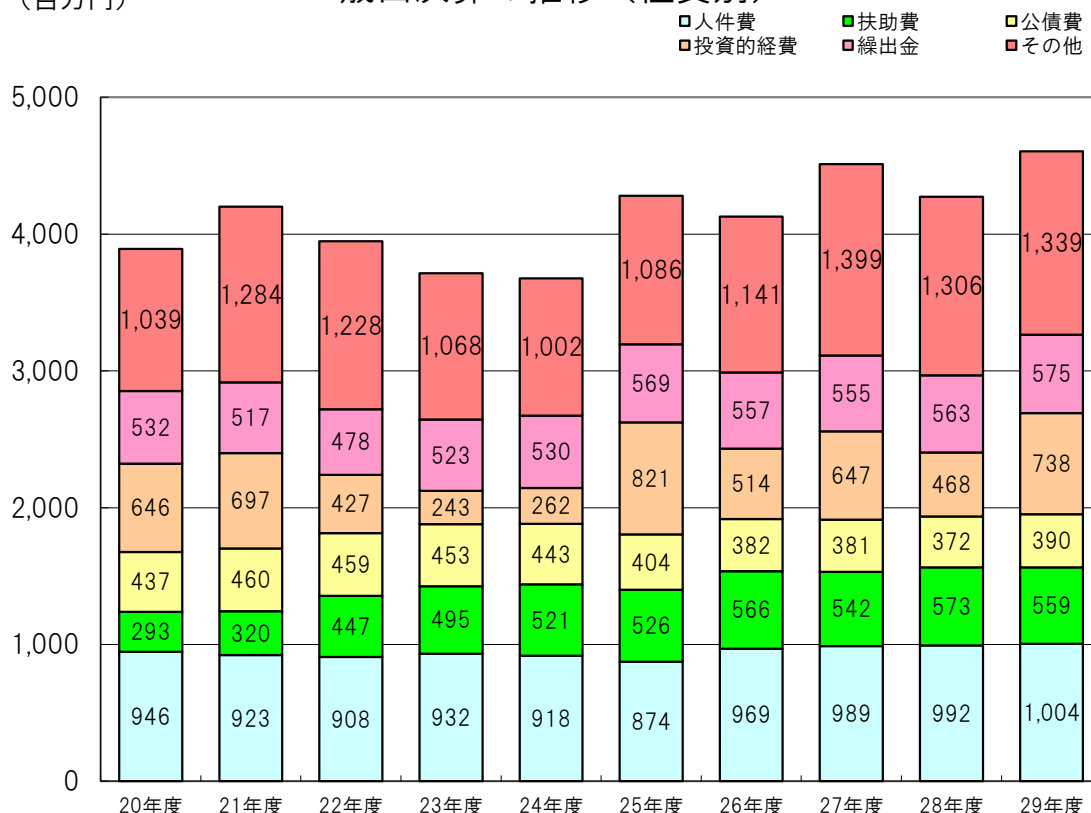
(単位：千円，%)

区 分	平成29年度	平成28年度	比 較	増減率
義務的経費	1,952,762	1,936,948	15,814	0.8
人件費	1,004,215	992,507	11,708	1.2
扶助費	558,523	572,874	△ 14,351	△ 2.5
公債費	390,024	371,567	18,457	5.0
投資的経費	738,381	468,175	270,206	57.7
普通建設事業費	731,603	467,898	263,705	56.4
補助事業費	312,738	202,621	110,117	54.3
単独事業費	418,865	265,277	153,588	57.9
災害復旧事業費	6,778	277	6,501	2,346.9
物件費	606,507	606,919	△ 412	△ 0.1
維持補修費	18,537	24,355	△ 5,818	△ 23.9
補助費等	619,952	568,282	51,670	9.1
積立金	93,358	105,888	△ 12,530	△ 11.8
投資及び出資金・貸付金	0	80	△ 80	皆減
繰出金	575,226	562,988	12,238	2.2
歳出合計	4,604,723	4,273,635	331,088	7.7



(百万円)

## 歳出決算の推移（性質別）



### ○人件費

職員定数の適正管理や給与・手当等の適正化の取り組みなどにより、職員給与費はほぼ横ばいとなっています。平成23年度は議員年金制度の廃止に伴う負担金の増により増加、平成25年度は国からの給与削減要請により一時的に減少したものの、平成26年度は給与削減の終了の増等、平成27年度は嘱託職員の増等、平成28年度は選挙事務による時間外勤務手当の増等、平成29年度は人事院勧告による職員給与費の増等により4年連続増加しています。

### ○扶助費

少子高齢化を背景として社会保障費が全般的に増えているため年々増加傾向にあったものの、平成29年度は年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の減少により扶助費は減少しました。

### ○公債費

公債費は、平成20年度以降、臨時財政対策債償還の増加により増加傾向にあったものの、建設事業債は平成7年度の総合文化センターの償還が完了したことにより減少してきました。平成29年度は建設事業債について近年借り入れた起債の元金償還が増加していることから公債費は増加しています。

### ○投資的経費

投資的経費は、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、役場新庁舎の建設等の大型投資的事業の増加に伴い増加傾向にあります。平成29年度はお茶の京都交流拠点整備推進事業や新庁舎建設事業等の増加により増加しました。

### ○繰出金

医療費の増加に伴い福祉関係特別会計への繰出金は増加傾向にあります。平成11年度末から一部供用を開始した公共下水道事業の本格化に伴い、公共下水道事業特別会計への繰出金も増加傾向にあります。

## 歳出の状況・目的別 (普通会計)

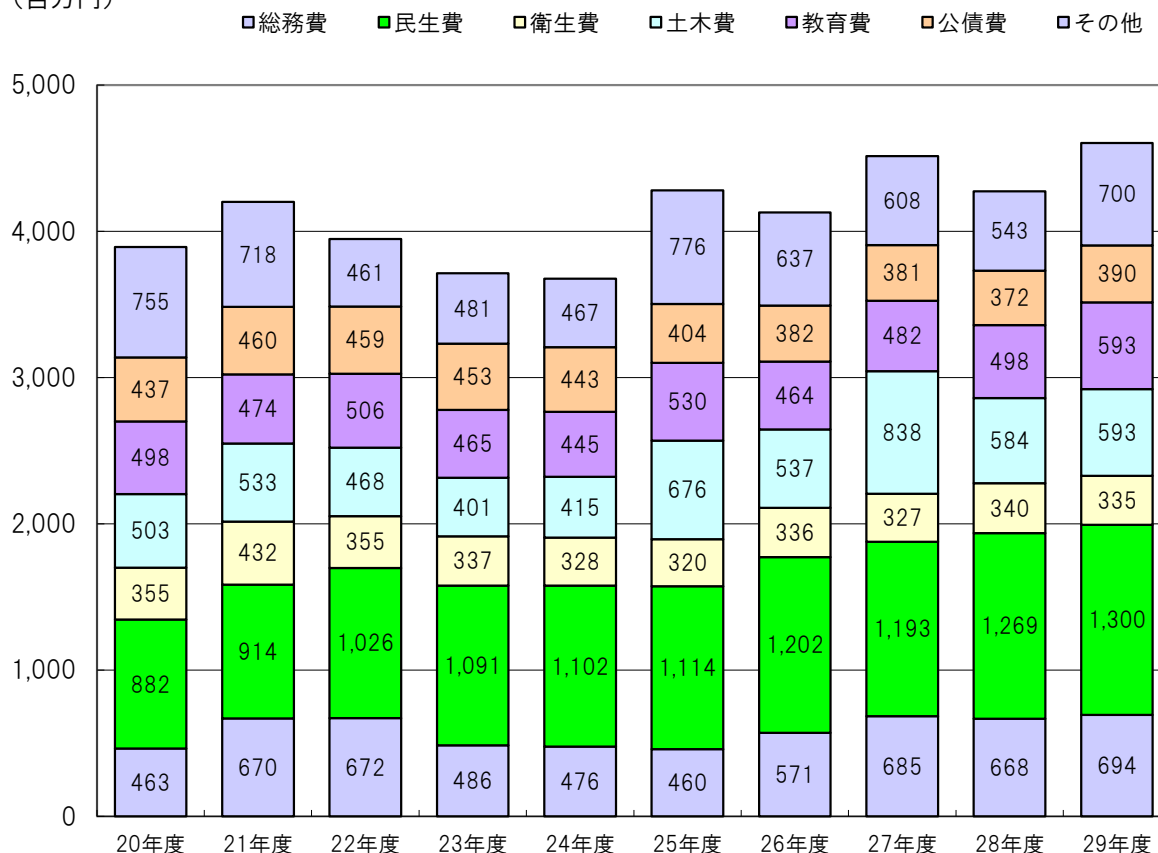
議会費は、議員報酬等の減により、前年度に比べ0.1%の減となりました。  
 総務費は、新庁舎建設事業費、ふるさと応援基金積立、職員人件費、JR奈良線高速・複線化事業費補助金等の増等により、前年度に比べ3.9%の増となりました。  
 民生費は、障がい者自立支援給付等事業費、一時保育施設等整備事業費の増等により、前年度に比べ2.4%の増となりました。  
 衛生費は、塵芥収集車整備事業費、職員人件費の減等により、前年度に比べ1.5%の減となりました。  
 労働費は、町内雇用促進助成事業費の増により、前年度に比べ16.7%の増となりました。  
 農林水産業費は、お茶の京都推進事業費、地籍調査事業費の増等により、前年度に比べ10.7%の増となりました。  
 商工費は、お茶の京都交流拠点整備事業費の増等により、前年度に比べ147.1%の増となりました。  
 土木費は、新市街地連絡道路整備事業費、公共下水道事業特別会計繰越金、交通安全対策事業費の増等により、前年度に比べ1.6%の増となりました。  
 消防費は、高機能消防指令システム整備事業費、多機能消防資機材整備事業費の増等により、前年度に比べ13.9%の増となりました。  
 教育費は、田原児童育成施設整備事業費、奥山田化石ふれあい広場整備事業費、高校生通学費補助金の増等により、前年度に比べ19.0%の増となりました。  
 災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費の増により、前年度に比べ2,346.9%の増となりました。  
 公債費は、長期債元利金償還の増により、前年度に比べ5.0%の増となりました。

(単位：千円，%)

区 分	平成29年度	平成28年度	比 較	増減率
議 会 費	84,537	84,629	△ 92	△ 0.1
総 務 費	693,881	667,657	26,224	3.9
民 生 費	1,299,641	1,269,118	30,523	2.4
衛 生 費	334,775	340,041	△ 5,266	△ 1.5
労 働 費	1,401	1,201	200	16.7
農 林 水 産 業 費	158,844	143,548	15,296	10.7
商 工 費	169,685	68,684	101,001	147.1
土 木 費	592,859	583,575	9,284	1.6
消 防 費	279,059	245,011	34,048	13.9
教 育 費	593,239	498,327	94,912	19.0
災 害 復 旧 費	6,778	277	6,501	2,346.9
公 債 費	390,024	371,567	18,457	5.0
歳 出 合 計	4,604,723	4,273,635	331,088	7.7

## 歳出決算の推移（目的別）

（百万円）



### ○民生費

子育て支援医療費の拡充の増等により、民生費は増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。平成29年度は障がい者自立支援給付等事業費や一時保育施設整備事業費等の増により増加しています。

### ○土木費

平成20年度から新都市アクセス道路整備事業等の取り組みにより2年間増加に転じた後、事業の完了等により、平成24年度までの間はほぼ横ばいで推移していました。しかし、平成25年度は防災・安全交付金事業費等、平成27年度は宇治田原山手線整備費等、平成29年度は新市街地連絡道路整備事業費、公共下水道事業特別会計繰出金の増により増加しています。

### ○教育費

平成17年度に維孝館中学校増改築等があり事業費が増加したものの、近年はほぼ横ばいで推移してきました。平成25年度は、旧奥山田小学校改修工事等、平成28年度通級指導教室運営事業費等、平成29年度は田原児童育成施設整備事業費、奥山田化石ふれあい広場整備事業費の増により増加しています。

### ○公債費

公債費は、平成20年度以降、臨時財政対策債償還の増加により増加傾向にあったものの、建設事業債は平成7年度の総合文化センターの償還が完了したことにより減少してきました。平成29年度は建設事業債について近年借り入れた起債の元金償還が増加していることから公債費は増加しています。

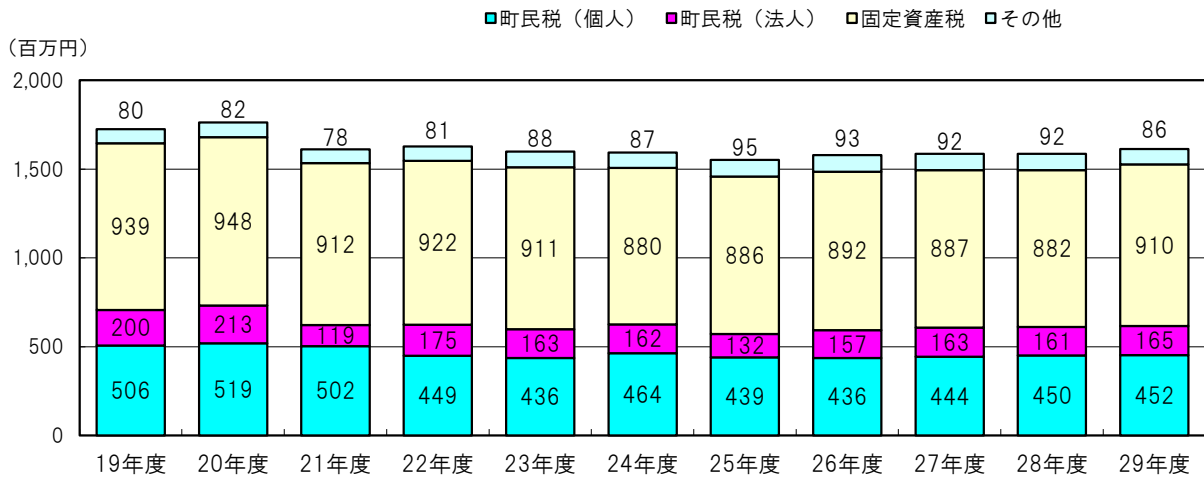
# 町 税

平成29年度の町税は、たばこ税が前年度に比べ△12.1%の減収となったものの、雇用環境の改善から個人町民税が0.5%の増、法人町民税が2.4%の増、固定資産税が3.2%の増、軽自動車税が5.2%の増となったことから、町税全体では前年度に比べ1.8%増収となりました。

(単位：千円，%)

税 目	平成29年度	平成28年度	比 較	増減率
町 民 税 ( 個 人 )	452,009	449,880	2,129	0.5
町 民 税 ( 法 人 )	164,889	160,990	3,899	2.4
固 定 資 産 税	910,189	881,860	28,329	3.2
軽 自 動 車 税	28,985	27,554	1,431	5.2
町 た ば こ 税	56,592	64,360	△ 7,768	△ 12.1
計	1,612,664	1,584,644	28,020	1.8

## 町税収納額



# 地方交付税

平成29年度の地方交付税は、普通交付税と特別交付税がともに減少したことから、前年度に比べ1.7%減となりました。一方、国の交付税財源が不足している事情から代替措置として発行され、実質的には地方交付税といえる臨時財政対策債については前年度に比べ6.1%の増となりました。地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は、地方交付税の減少が大きかったことから、前年度に比べ1.7%の減となりました。

(単位：千円，%)

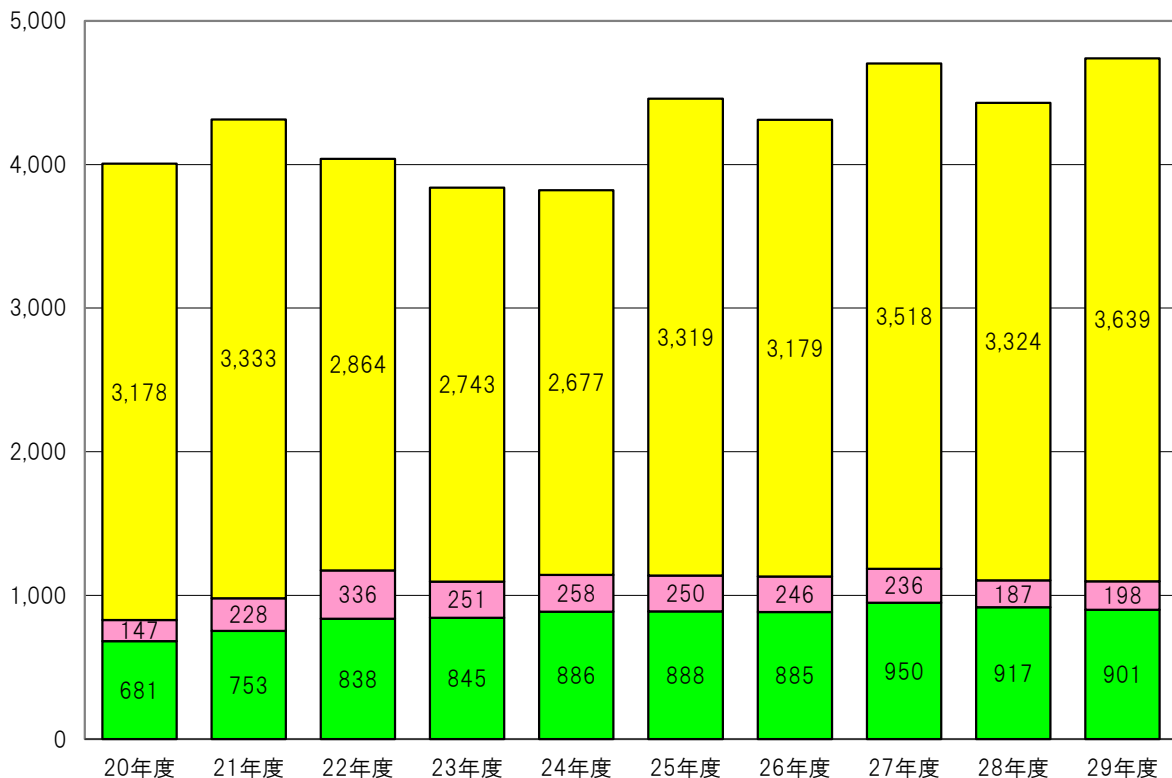
	平成29年度	平成28年度	比較	増減率
地方交付税 A	901,045	916,826	△ 15,781	△ 1.7
臨時財政対策債 B	198,227	186,879	11,348	6.1
実質的な地方交付税 C = A+B	1,099,272	1,103,705	△ 4,433	△ 0.4

## ◎臨時財政対策債とは

地方交付税は、地方交付税法により所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合と地方法人税の全額と定められているが、地方公共団体において通常必要とされる経費に不足が生じる場合に国と地方が折半して補てんする加算措置が講じられる。このうち地方分の補てん措置が「臨時財政対策債」という特別の地方債の発行であり、平成13年度の臨時措置として導入された。(現在まで臨時措置は延長されている。)臨時財政対策債の発行に伴う元利償還金は、後年度の地方交付税として全額が措置されることとなっている。

(百万円)

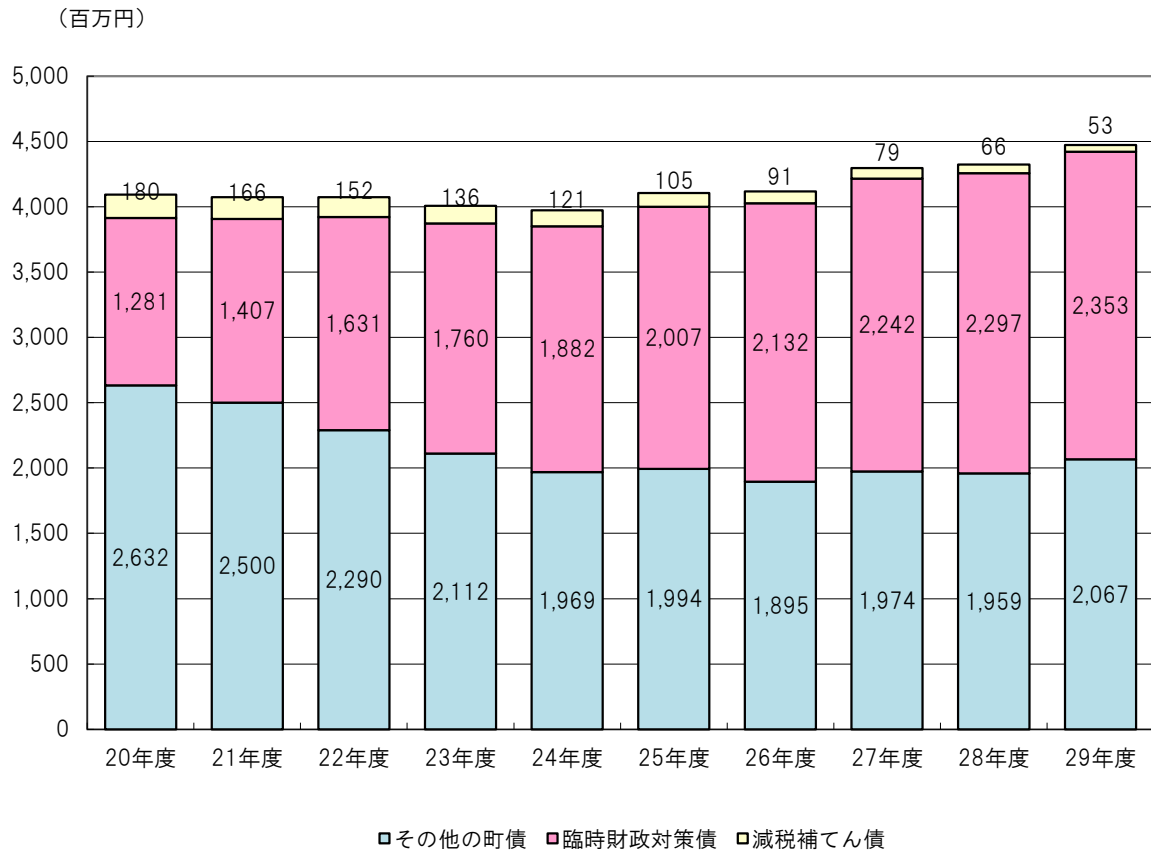
## 歳入と交付税額の推移



■地方交付税 ■臨時財政対策債 ■その他の歳入

# 町 債

## 地方債残高の推移



### ○地方債残高の推移

通常の事業債の他に臨時財政対策債の発行が増加してきたことにより、平成15年度以降は、地方債残高は増加し40億円を超えました。近年は40億円台前半の起債残高で推移しています。

平成24年度までは総合文化センター建設事業債償還が終了したことにより地方債の残高は減少傾向にありましたが、平成25年度からは投資的経費の増加に伴い町債発行額の増加し、地方債残高も増加傾向にあります。

現時点で財政の規模に対する地方債の残高は比較的良好ですが、今後予定している役場新庁舎の建設等の大型投資的事業の進捗に伴いこれまで以上に地方債残高の増加が見込まれることから、借入条件の有利な地方債の発行及び適正な額の発行に努めることにより、健全財政を維持していくことが必要です。

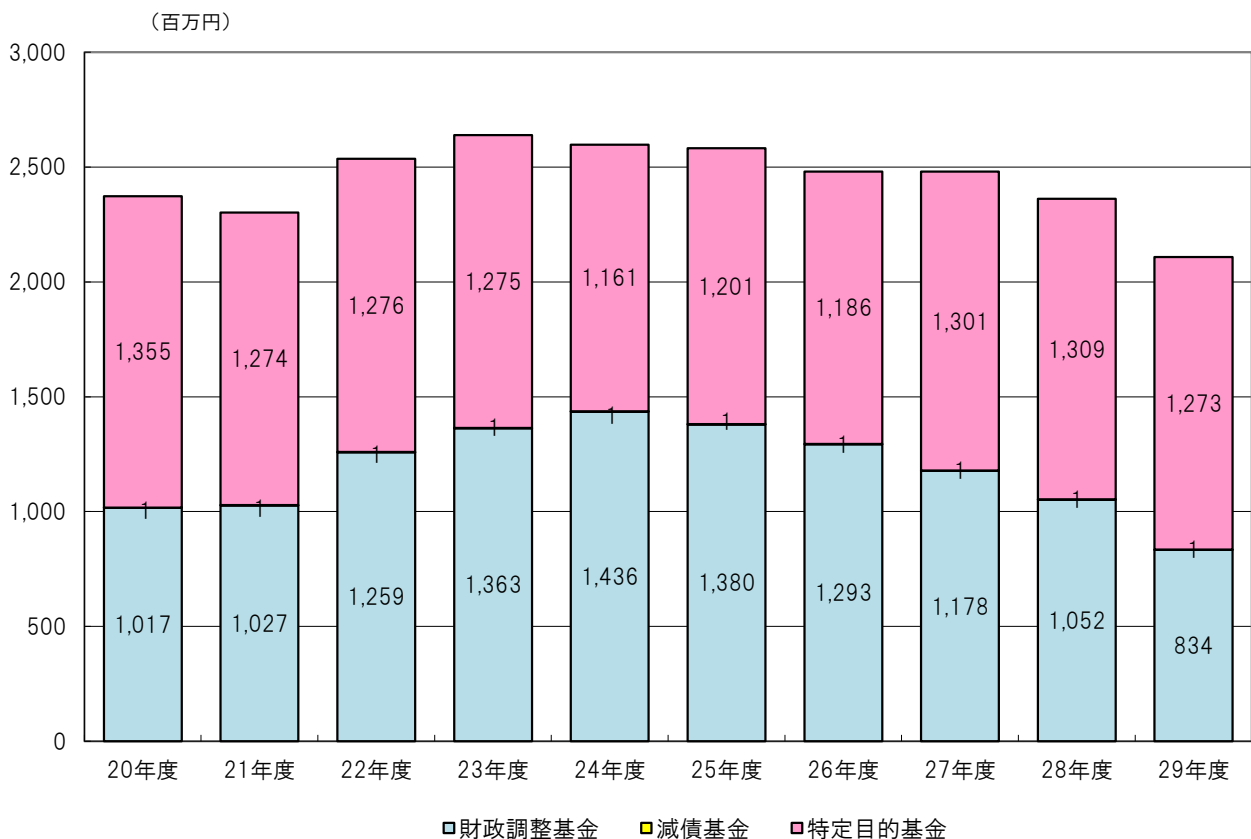
# 基金

## 基金の推移

(単位：千円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財政調整基金	1,017,055	1,026,981	1,259,485	1,362,696	1,435,834
減債基金	817	822	826	830	833
特定目的基金	1,355,035	1,273,809	1,276,058	1,275,220	1,161,634
合計	2,372,907	2,301,612	2,536,369	2,638,746	2,598,301

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
財政調整基金	1,379,869	1,292,916	1,177,741	1,052,215	834,243
減債基金	836	839	842	844	846
特定目的基金	1,201,716	1,186,577	1,301,556	1,308,732	1,273,289
合計	2,582,421	2,480,332	2,480,139	2,361,791	2,108,378



財政調整基金は交付税の減少などにより町歳入が悪化したことで取り崩し額が増加してきていましたが、取崩額の抑制により平成22年度から24年度は基金残高が増加しました。しかし、平成25年度から財源不足補填により5年連続で財政調整基金を取り崩しを行ったため、基金残高は減少しています。

# 主要な財政指標

## ○経常収支比率

地方自治体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられる指標です。

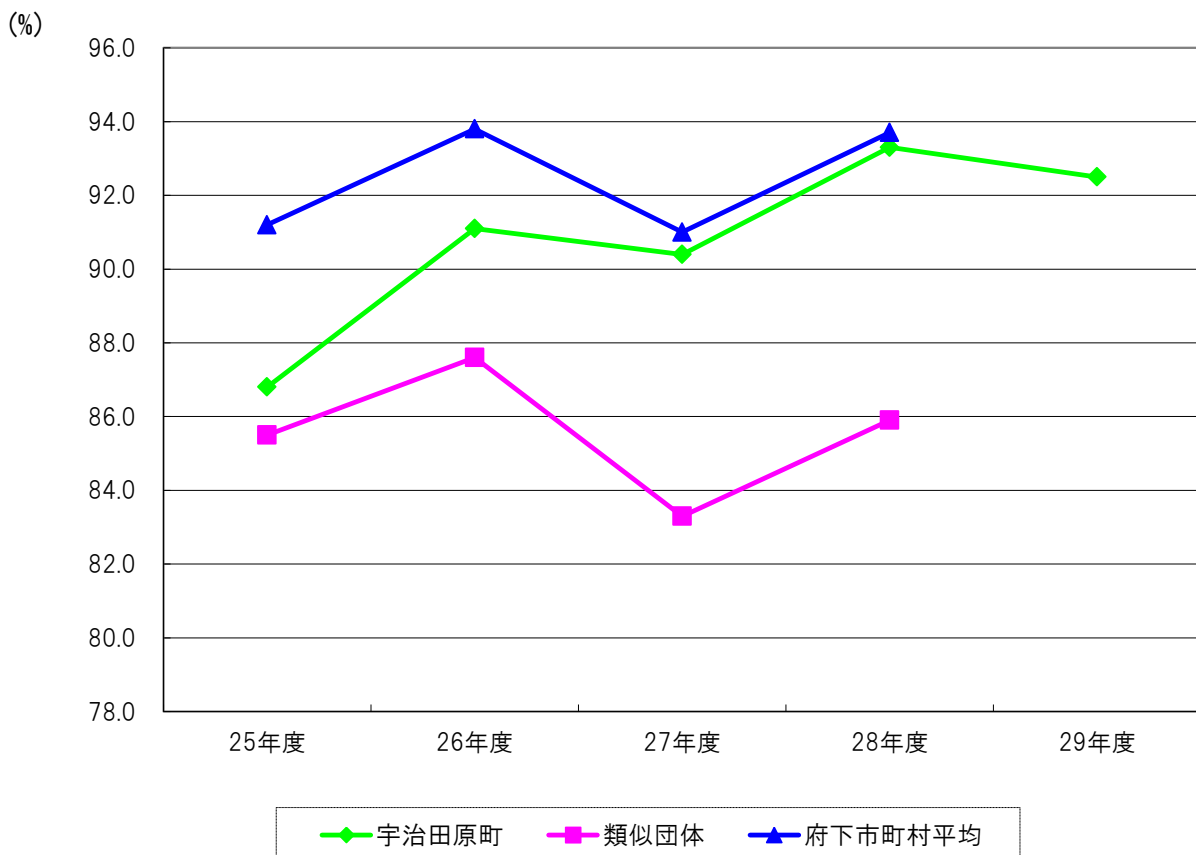
人件費、扶助費、公債費など毎年支出し縮減が困難な義務的な性格の経常的経費に、市町村税、地方交付税などを中心とする経常的に収入される一般財源がどの程度の割合で充当されているかを表します。比率が低いほど、建設事業などの臨時の財政需要に対して余裕を持つことができ、財政構造に弾力性があるといえます。この比率が100%を超えると経常的経費が収入で賄えていないことを示します。

類似団体と比較すると、高くなっており、財政の硬直化が進んでいることがわかります。

(単位：%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
宇治田原町	86.8	91.1	90.4	93.3	92.5
類似団体	85.5	87.6	83.3	85.9	
府下市町村平均	91.2	93.8	91.0	93.7	

※平成29年度の類似団体、府下市町村平均は、未発表  
 ※府下市町村平均は、京都市を除く単純平均





## ○財政力指数

財政力指数は、財政運営の自主性の大きさを表す指数です。

標準的な支出に対して、標準的な収入がどの程度あるかを示すものです。

この比率が1に近いほど財政的に余裕があるという目安になります。1を超えると地方交付税が交付されない不交付団体となります。

税源移譲などにより指数は上昇傾向の時期もありましたが、近年は世界同時不況による税収減により財政力指数は低下傾向にあります。

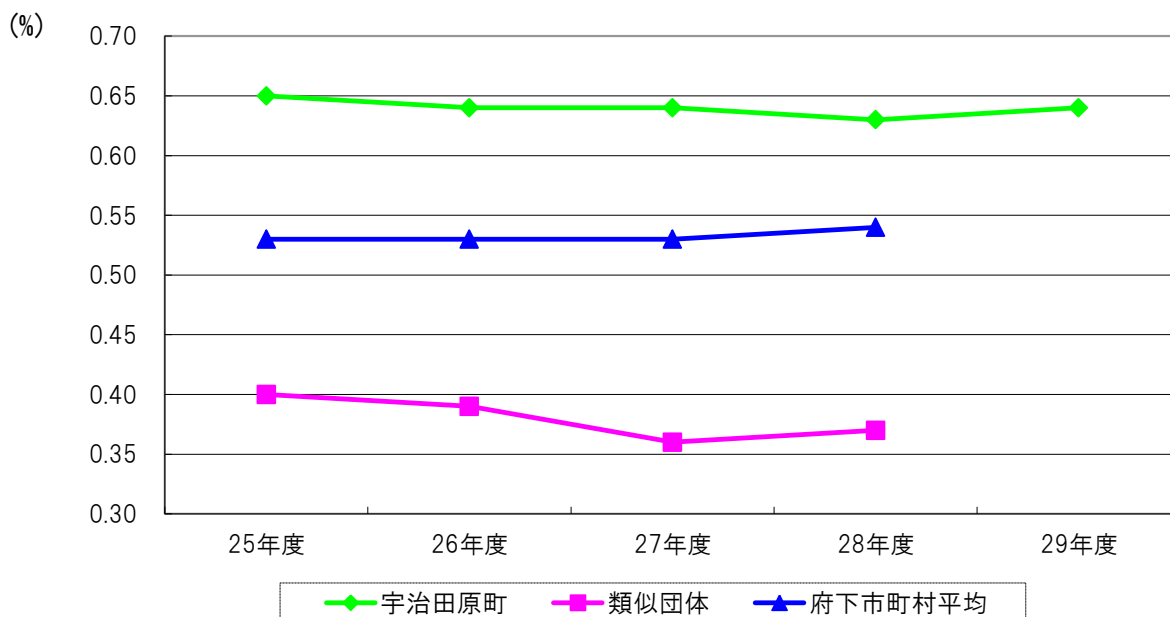
工業団地企業の法人町民税などの税収入が多いことにより類似団体や府下市町村平均と比べても高い指数となっていますが、税収入も厳しく地方交付税の総額の減少圧力もあることから、健全な財政運営のためにも、継続的な行財政改革の取り組みが必要です。

(単位：%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
宇治田原町	0.65	0.64	0.64	0.63	0.64
類似団体	0.40	0.39	0.36	0.37	
府下市町村平均	0.53	0.53	0.53	0.54	

※平成29年度の類似団体、府下市町村平均は、未発表

※府下市町村平均は、京都市を除く単純平均



# 健全化判断比率

## ○健全化判断比率の推移

(単位：%)

項目	早期健全化基準	財政再生基準	年 度				
			25	26	27	28	29
実質赤字比率	15	20	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	20	30	-	-	-	-	-
実質公債費比率	25	35	8.7	7.3	6.0	5.0	4.5
将来負担比率	350		-	-	-	-	9.8

※0%以下の場合は、「-」表示

## ○資金不足比率の推移

(単位：%)

項目	経営健全化基準	年 度				
		25	26	27	28	29
資金不足比率 水道事業会計	20	-	-	-	-	-
公共下水道事業特別会計	20	-	-	-	-	-

※0%以下の場合は、「-」表示

### ◎実質赤字比率

普通会計の赤字の大きさを表す指標です。黒字では「-」表示となります。普通会計では黒字決算となったので、算定される比率はありません。

### ◎連結実質赤字比率

公営企業会計を含めた全会計を純計した赤字の大きさを表す指標です。黒字では「-」表示となります。国保会計では、平成19年度から引き続き赤字となりましたが、普通会計を含むそれ以外の会計は黒字であり、公営企業会計も資金不足が無いため、算定される比率はありません。

### ◎実質公債費比率

標準財政規模に対する、地方債元利償還金の割合。公営企業会計、一部事務組合の支払う元利償還金への繰出、負担金等も含まれます。償還期間が終了したものが多数あったこと、臨時財政対策債償還分の交付税算入が増えたことなどにより、前年度に比べ0.5%好転しています。

### ◎将来負担比率

普通会計起債残高、公営企業会計繰入見込額などの将来負担額から、基金や交付税で算入される見込額を除いたものが標準的な財政規模に対してどの程度あるかを表す指標です。地方債残高が増加するとともに、充当可能基金が減少してきていることなどにより悪化し、平成20年度以来、9年ぶりプラスに転じています。

◎資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す比率です。各公営企業ともに黒字決算であったため、資金不足額は無く、算定される比率はありません。

◆標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質赤字比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値です。「標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められます。標準的に収入される「経常一般財源」の大きさを表します。

○実質公債費比率の推移及び団体比較

臨時財政対策債償還に伴う交付税算入の増加や、償還期間が終了したものが多数あったことなどにより、実質公債費比率は減少してきています。

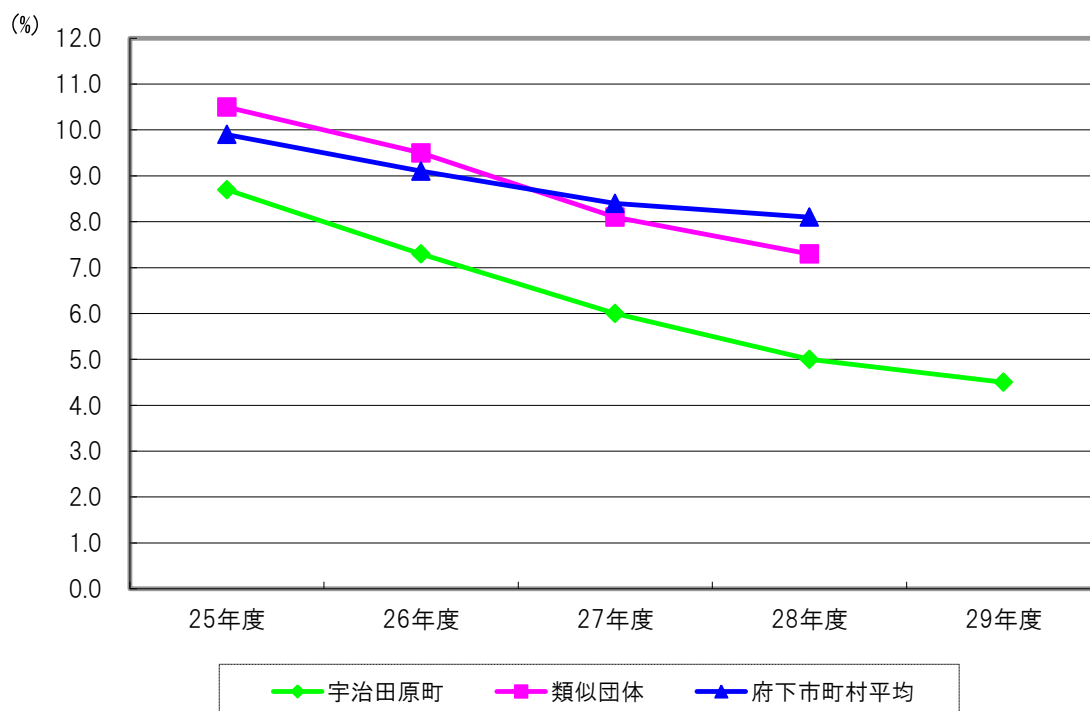
類似団体、府下市町村平均と比べても良い比率を保っています。計画的な起債発行に努めてきたことにより、公債費の償還額が抑えられています。引き続き良好な比率を保つために起債発行事業の適正化が求められます。

(単位：%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
宇治田原町	8.7	7.3	6.0	5.0	4.5
類似団体	10.5	9.5	8.1	7.3	
府下市町村平均	9.9	9.1	8.4	8.1	

※平成29年度の類似団体、府下市町村平均は、未発表

※府下市町村平均は、京都市を除く単純平均。



# 用語解説

## ★普通会計

普通会計とは、地方財政を比較分析するための統計上統一的に用いられる仮想会計です。地方公共団体の会計のうち公営事業会計を除く会計を合算し、各会計間で繰入、繰出を行っている場合、重複額を控除したものです。

## ★実質収支

形式収支から翌年度の繰り越すべき財源を控除した額をいいます。  
実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいいます。

## ★単年度収支

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。

## ★実質単年度収支

単年度収支に実質的な黒字（財政調整基金の積立金、町債の繰上償還金）を加え、実質的な赤字（財政調整基金の取り崩し額）を差し引いた額をいいます。

## ★経常収支比率

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。  
歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、人件費、扶助費、公債費など縮減することが困難な義務的性格の経常的経費に、市町村税、地方交付税を中心とする経常的に収入される一般財源がどの程度の割合で充当されているかを示す指標です。  
比率が低いほど経常的経費に充当した後の経常一般財源の残額が大きいということになり、建設事業などの臨時の財政需要に対して余裕を持つことができ、財政構造に弾力性があるといえます。  
この比率が100%を超えると経常的経費が収入で賄えていないことを示します。

## ★財政力指数

財政力指数は、財政運営の自主性の大きさを表す指数です。  
基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値（理論数値）の通常は過去3カ年の平均値を指します。  
この比率が1以上になると地方交付税が交付されない不交付団体となり、1を下回れば地方交付税交付団体となります。

## ◎財政健全化指標

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、次の4つ（①～④）の目的のために、平成19年度決算から新たに公表が義務づけられた財政指標（下記の☆印指標）です。
  - ①わかりやすい財政情報の開示
  - ②早期是正機能
  - ③ストック（負債等）の財政状況も対象
  - ④公営企業の早期是正機能

## ○早期健全化基準

健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表、②策定した財政健全化計画を総務大臣、府知事に報告、③毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表、④個別外部監査契約に基づく監査。また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は府知事から必要な勧告を受ける場合があります。

## ○財政再生基準

健全化判断比率のうち3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要があります。①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる、③同意がない場合には、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行は不可能、④毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表、⑤個別外部監査契約に基づく監査。また、財政再生計画が、実際の財政運営に適合しないと判断された場合、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受ける場合があります。

# 用語解説

## ☆実質赤字比率

普通会計の赤字（資金不足）の大きさを表す指標です。

早期健全化基準：15%（宇治田原町）

財政再生基準：20%（市町村）

## ☆連結実質赤字比率

公営企業を含む全会計を純計した赤字の大きさを表す指標です。

早期健全化基準：20%（宇治田原町）

財政再生基準：30%（市町村）

## ☆実質公債費比率

地方債の発行が協議制に移行した際に導入されたもので、将来普通会計が負担することになる実質的な負債の大きさを表す指標（ストック指標）です。

早期健全化基準：25%

財政再生基準：35%

## ☆将来負担比率

将来普通会計が負担することになる実質的な負債の大きさを表す指標（ストック指標）です。

早期健全化基準：350%（市町村）

## ☆資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す指標です。

経営健全化基準：20%